

令和3年 第11回

甲斐市農業委員会議事録

令和3年11月29日

1 日 時 令和3年11月29日(月) 午後3時02分～

2 場 所 甲斐市役所本館3階 大会議室

3 日 程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 報告第23号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の件
報告第24号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の件
議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請の件
議案第45号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の件
議案第46号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件
議案第47号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願いの件

4 欠席委員 1番 中村 敬一 委員、19番 神澤 安行 委員

5 議事録署名委員 15番 山田 一廣 委員、17番 鶴田 重雄 委員

6 職務のために会議に出席した者の職氏名

農業委員会事務局長 山岡 広司

農業委員会事務局庶務係 樋口 一

農業委員会事務局庶務係 赤澤 政文

農業委員会事務局庶務係 藤井 想

7 閉 会： 午後4時05分

【事務局長】

それでは、令和3年第11回の総会を始めさせていただきます。
はじめにあいさつを交わしたいと思いますので、その場でご起立をお願い致します。

相互に礼。

ご着席ください。

本来ですと、あいさつを交わした後、神澤副会長から開会の言葉をいただくのですが、神澤副会長につきましては検査のため入院をしたということで、今後の状況につきましてはまた皆さんにご報告させていただきますが、今回は検査入院ということで欠席をされております。

それでは有泉副会長より開会のことばをお願い致します。

【有泉副会長】

(あいさつ)

それでは令和3年11月、第11回の農業委員会総会を開催致します。
よろしくご審議の程お願い致します。

【事務局長】

ありがとうございました。

続きまして、小宮山会長よりご挨拶をいただき、議事進行につきましてもよろしくお願ひします。

【議長（会長）】

(あいさつ)

本日の出席委員は17人です。定足数に達しておりますのでただちに会議を開きます。

(日程第1
議事録署名委員の
指名)

【議長】

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名人は、15番山田委員と17番鶴田委員を指名致します。

(日程第2
会期の決定)

【議長】

日程第2、会期の決定を致します。

本総会の会期は、本日1日と定めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がありませんので、本日1日と決定致します。

(日程第3議事)
(報告第23号)

【議長】 それでは議事に移ります。

報告第23号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出の件を上程致します。

事務局に番号21番から22番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。

それでは資料1ページをお願いします。

農地法施行令第3条第1項の規定により農地転用届出がありました。

甲斐市農業委員会事務専決規定第3条により専決処分をいたしましたので報告します。

番号21番、地図・公図は1ページ、2ページになります。

●●番地、面積46㎡を、●●の●●さんが、公衆用道路にするための届出が出ております。

続きまして、番号22番、地図・公図は3ページ、4ページになります。

●●番地、他1筆合計567㎡を、●●の●●さんが、個人住宅にするための届出が出ております。

説明は以上です

【議長】 事務局の説明は以上です。

この案件は報告事項でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

	<p>【議長】 質問がないようですので、本案件の報告を終了致します。</p>
<p>(報告第 24 号)</p> <p>【議長】</p> <p>【事務局】</p> <p>【議長】</p>	<p>それでは次の議事に移ります。</p> <p>報告第 24 号、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の件を上程致します。</p> <p>事務局に番号 44 番の説明を求めます。</p> <p>はい、議長。</p> <p>資料 2 ページをお願いします。農地法施行令第 10 条第 1 項の規定により農地転用届出がありました。</p> <p>甲斐市農業委員会事務専決規定第 3 条により専決処分をしましたので報告します。</p> <p>番号 44 番、地図・公図は 5 ページ、6 ページになります。</p> <p>●●番地、面積 345 m²を、●●の●●さんが、●●の●●さんに、使用貸借権の設定により個人住宅にするための届出が出ています。</p> <p>説明は以上です</p> <p>事務局の説明は以上です。</p> <p>この案件は報告事項でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。</p> <p>質問がある方はいらっしゃいますか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>質問がないようですので、本案件の報告を終了致します。</p>
<p>(議案第 44 号)</p> <p>【議長】</p> <p>【事務局】</p>	<p>次の議案に移ります。議案第 44 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の件を上程致します。</p> <p>事務局に番号 15 番の説明を求めます。</p> <p>はい、議長。</p> <p>資料 3 ページをお願いします。番号 15 番、地図・公図は 7 ページ、8 ページになります。</p> <p>●●番地、他 1 筆合計 926 m²を、●●の●●さんが、●●の●●さん</p>

に有償移転により経営地拡大のための許可申請が出ています。

●●さんの経営面積は9,002㎡、申請地でみょうがの作付けを予定しております。

所有している機械はトラクター、田植機、コンバイン、乾燥機です。

写真は南東側から撮影したものです。

説明は以上です

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を、●番●●委員ですが、現地調査の結果、問題なしとの報告を受けております。

次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

はい、11月18日に現地調査に参加しましたが、●●沿いでありまして、荒れ地だった所を隣で耕作している方が買い取って耕作してくれることになりましたので、良かったと思います。

審議の程をよろしくお願いします

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】

質問がないようでございます。

番号15番を許可とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】

異議がないようですので、本案件を許可とすることに決定致します。

続きまして、事務局に番号16番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

番号16番、地図・公図は9ページ、10ページになります。

●●番地、面積1,385㎡を、●●の●●さんが、●●の●●さんに、有償移転により経営地拡大のための許可申請が出ています。

●●さんの経営面積は11,151㎡、申請地でブドウの作付けを予定しております。

所有している機械はトラクター、田植機、ハーベスター、バインダーです。

写真は南側と、東側から撮影したものです。

説明は以上です

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を、●番●●委員にお願いします。

【●●委員】

はい、●番●●です。

11月18日の月曜日に、●●、事務局、●●と●●で現地を確認しました。

先程の事務局からの説明にありますように、現地は写真を見ても分かるのですが、まだ立木までにはなっていないのですが、耕作放棄地化が進んでいる土地です。

比較的に面積も広くて、草等をきれいに刈って耕作すれば、優良な農地になるのではないかということで、譲受人もまだ20代で非常に若いですから、農地を有効に活用してくれるのではないかということで、問題ないというように考えておりますので、ご審議をお願い致します。

【議長】

次に●●推進委員ですが、現地調査の結果、問題なしとの報告を受けております。

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】

質問がないようでございます。

番号16番を許可とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】

異議がないようですので、本案件を許可とすることに決定致します。

(議案第45号)

【議長】

次の議案に移ります。

議案第45号、農地法第4条第1項の規定による許可申請の件を上程致します。

事務局に番号 11 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

資料の 4 ページをお願いします。番号 11 番、地図・公図は 11 ページ、12 ページになります。

●●番地、面積 534 m²を、●●の●●さんが、貸駐車場にするための許可申請が出されました。

住宅等が連たんする区域内で集落接続があることから、第 3 種農地と判断することができます。

申請地で、貸駐車場として 25 台分を整備するための許可申請で、●●が、居住者用駐車場として契約することになります。

敷地は碎石敷きで、雨水は自然浸透となっております。

当該地は、平成 15 年 8 月頃に●●から、●●の入居者用駐車場として整備してほしい旨の依頼を受け、地権者である申請人が当該地を含めた 1,144 m²を貸駐車場として整備し、●●へ貸借してきていたものですが、当該地の測量を行うに当たり土地全部事項証明書を確認したところ、当該地の地目が農地のままであることが判明したものです。

確認したところ当該地は、当時一時転用許可は受けていましたが、現在まで貸駐車場として使用され続けてしまっていました。

そこで、今回改めて、貸駐車場を目的として申請があったものです。

なお、今回の申請に当たり、その旨の始末書が添付されております。

申請書には、事業計画書、土地利用計画図のほか、隣接耕作者の同意書も添付されています。

写真は東側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を、●番●委員をお願いします。

【●●委員】

はい、●番●です。

11 月 18 日、●●、●●、事務局、●●と現地調査を致しました。

●●は 4 棟あるのですが、その北側にあるのが、写真で見ると通りの駐車場であります。

現在も、●●の住人の駐車場となって使われております。

●●さんの所有地は 5 筆あるのですが、2 筆が転用許可済みで 3 筆が一時転用、今回●●番地として 3 筆を一つにしたときに一時転用であるというのが発覚したということでもあります。

2003年、平成15年に●●を造る際に駐車場として、●●の●●から依頼を受けて、駐車場として使用をしていた。一時転用で使用していたということでもあります。

本来なら、一時転用の期間が切れれば原状回復という形になろうかと思えますけれども、現在でもこうやって使われているということでもあります。●●の25台分の駐車場として使われております。

平成15年、●●の●●と●●とが●●番地を一時転用の状態で●●の駐車場として使用し、一時転用の期間が切れる際に、●●側から改めて転用許可を申請をする連絡が、●●さんにあったのか、聞きに行くために●●さん宅を訪問しました。

その際、●●さん本人は、高齢で病気ということで入院中でしたので、今家を継いでいる息子さんと話しをしてきました。

息子さんが言うには、当時の契約書が、もう18年が経過しているのどこにあるのかわからない、古い家を取り壊して、新しい家を建てた際、どこかに紛れ込んでしまっていてわからないということでもあります。

また、父親に聞いても高齢で、入院もしているということで記憶が定かではないのでわからないということで、その契約書が●●に保管してあるのではないかと思い、電話で問い合わせましたが対応が遅く、未だ契約書は見つかってないということでもあります。

当時、●●さんは●●をやっておりまして、息子さんの言うには5筆の内2筆だけを農地転用して、残りの3筆を一時転用にするということはありません、やるんだったら5筆全てを農地転用するはずだ、一時転用をするとは考えられないと話していました。

●●の●●の指導によって、書類を作成しているのだから、たぶんどこかで書類が行き違いになったのではないかとということも付け加えていました。

話しは変わりますけれども、通常私たちの社会において、特に運送会社等は、運転手が、運転免許証を持っているかどうか、また、運転免許が失効されていないかどうかを確認するために、毎年運転免許証を確認するわけですがけれども、もし、免許を失効している状態で事故を起こしてしまったら、本人はもとより、会社自体も責任を負わなければならないということでもあります。

●●さんの場合は、一時転用の期間が切れても、●●の●●並びに、●●は、一時転用であるということを知りながら、今まで使っていたということは、転用違反であるということを知っていながら使っていたということで、転用違反の片棒を担っていると、私はそういう風に考えたわけであり、転用違反の共犯者という風に●●並びに、●●を考えてお

ります。

それで、本件でありますけれども、そういう風な形である以上は、甲斐市農業委員会として、●●の●●に対して強く抗議をすると共に、●●さんは今現在は高齢で入院中で、家督も息子さんに譲られているということでありますので、本来なら罰則規定を適用するわけでありますけれども、今はもう息子さんの時代になっておりますので、その辺を十分にご配慮していただき、ご審議の程をお願いしたいと思います。

【議長】

次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

はい、●●です。

今事務局から、また●●委員から細かい話しをしましたので、細かい説明等はしませんけれども、要するに●●を造るときに、一時転用で資材置場か何かにしていたものを、そのまま●●が、適正に手続きをすることなくやってしまったイメージがありますので、●●さんも 100%知らなかったのかどうか、その辺は分かりませんが、●●の●●が入っていながらこのような措置をしたということは、ぜひ市からも十分に異議を申し立てていただいて、こんなことの無い様にしていただきたいと思えます。

現状●●の方々が使っておりますので、現状復旧させるということも現実的に難しい様な状態ですので、違反ということで誰を罰することになるのか分かりませんが、ご審議の程、利用出来る様にして、●●さんも一応始末書的なものを書いて、息子さんも、まずいというイメージもあると思えますので、その辺をどうぞご審議をよろしくお願い致します。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

【●●委員】

はい、●●番の●●です。

2003年ですから、もう18年が経過しているということで、農業委員会の公文書保管は最大10年で、ということは一時転用の資料は無いということです。

先ほど●●委員も言っていましたけれども、まあ●●という●●が関わっていながら一時転用期間を過ぎても使われてしまっていたということですけれども、農地法で行きますと、基本的には申請人が個人ですので、個人が転用して駐車場で貸し出すということですね。

だから、やはり問題は申請人に問題がある。ただしそれを18年間見

逃してきたということは、我々農業委員会にも問題がある。

●●に抗議をするというのも、どういう様な抗議を、どういう形ですか、何の法律に基づいてするのか、私には分からないのですが、いずれにしても年数が経過していて、現状がこうなっているのであれば、私は、今の状況ではこれはやむを得ないのではないかと思います。

いずれこういう案件が二度と出ない様にとということで、●●に対して、農業委員会から何らの文書を出すというのは、それはそれで良いのではないかと思います。

【議長】 よろしいですか。

他に質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようでございます。

番号 11 番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして、番号 12 番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。

番号 12 番、地図・公図は 13 ページ、14 ページになります。

●●番地、他 2 筆合計 1,258 m²を、●●の●●さんが、貸駐車場にするための許可申請が出されました。

集団農地は 10ha 未満で、集落接続があることから、第 2 種農地と判断することができます。

申請地で、貸駐車場として 38 台分を整備するための許可申請で、●●が、従業員用駐車場として契約予定です。

敷地は碎石敷きで、雨水は自然浸透の予定です。

申請書に添付された事業計画書、資金証明書、土地利用計画図、面積検討表、隣接耕作者の同意書のほか、開発事前協議書の写しの添付もあることから問題はないと考えられます。

写真は北東側から撮影したものです。
説明は以上です。

【議長】 事務局の説明は以上です。
次に現地調査の報告を、●番●●委員にお願いします。

【●●委員】 はい、●番●●です。
18日にですね、●●、事務局の方と現地を調査致しました。
ここは、休耕地ですが、きれいに、消毒だけはして管理しているよう
でした。
周りはそんなに住宅もないので、●●も150mほどしか離れていない
ので一応良いと思います。
何ら問題はないと思いますので、審議の程よろしくをお願いします。

【議長】 次に●●推進委員ですが、現地調査の結果、問題なしとの報告を受け
ております。

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようでございます。
番号12番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致しま
す。

(議案第46号)

【議長】 それでは次の議案に移ります。
議案第46号、農地法第5条第1項の規定による許可申請の件を上程
致します。
事務局に番号43番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。
資料の5ページをお願い致します。番号43番、地図・公図は15ペー

ジ、16 ページになります。

●●番地、他 2 筆合計 535 m²を、●●の●●さんが、下へ行きまして、●●番地、他 1 筆合計 689 m²を、●●の●●さんが、総計で 1,224 m²を、●●の●●さんに、賃貸借権の設定により、駐車場にするための許可申請が出ています。

申請地は、住宅等が連坦する区域内で、集落接続もあることから、第 3 種農地と判断することができます。

申請地で、●●の●●用駐車場 62 台分を確保するための許可申請です。

敷地は碎石敷きで、雨水は自然浸透となっております。

当該地は、平成 8 年 12 月頃から駐車場として使用していましたが、土地貸借契約の見直しの際に、当該地の地目が農地のままであることが判明したものです。

そこで今回、駐車場を目的として申請がありました。

なお、今回の申請に当たり、その旨の経過理由書が添付されております。

申請書には、事業計画書、土地利用計画図、面積検討表等が添付されています。

写真は東側から撮影をしたものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●番●委員にお願いします。

【●●委員】

はい、●番●です。

去る 18 日に現地調査を行いました。

土地も、ずっと子供の頃から見ている状態だったので、たまたま隣で、亡くなった後の、財産のあれをしているときにこれが出てきたもので、事務局も確認したところ、平成 8 年頃に許可を出してあるそうで、ただし地目の変更は為されてなかったということで、現在●●さん達の駐車場として使われているもので、何ら問題はないかと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

【議長】

次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

はい、18 日に現地調査をした結果、別に問題はないと思われま

す。ご審議の程をよろしくお願いします。

【議長】 これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようでございます。
番号 43 番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして番号 44 番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。

番号 44 番、地図・公図は 17 ページ、18 ページになります。

●●番地、他 1 筆合計 1,552 m²を、●●の●●さんが、●●の●●さんに、所有権移転により倉庫にするための許可申請が出ています。

申請地は、住宅等が連坦する区域内で、集落接続もあることから、第 3 種農地と判断することができます。

事業者は、物品販売業を営んでいますが、売上増と事業領域拡大のため、既存の倉庫では収量が足りなくなり、倉庫に置ききれない商品は注文があるまで取引先に保管をしてもらっているような状態で、時間的にも、在庫管理上も支障をきたしている状況にあることから、営業所から近く、利用しやすいこの場所を確保したいと申請がありました。

申請書に添付された事業計画書、資金証明書、土地利用計画図、隣接耕作者の同意書のほか、開発申請書の写しの添付もあることから問題はないと考えられます。

敷地面積 1,552 m²に、建築面積 602.50 m²の倉庫を 1 棟建築予定です。

写真は南側から撮影をしたものです。

説明は以上です。

【議長】 事務局の説明は以上です。
次に現地調査の報告を、●番●●委員にお願いします。

【●●委員】 はい、●番●●です。

ここは●●の東側で、●●との間になります。

昔の●●の跡です。

周りは見てのとおり住宅街で、調査時は草がきれいになっていますけど、耕作放棄地で、藪といったぐらゐの状態だったのですが、きれいに草刈りをしてありました。

ここを有効利用してくれるのであれば、周りに住む近所の方も良いと思いますので、何も問題は無いと思いますので、よろしくご審議の程、お願いします。

【議長】 次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】 はい。

現地調査の結果、別に問題はないと思われます。

ご審議の程をよろしくお願いします。

【議長】 これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

【●●委員】 はい、●番●●です。

18日の現地調査には、所用がありまして同行出来ませんでした。

16日に●●案件はすべて回ってきましたけれども、ここの案件について私が知る限りでは、きれいにされているという意見が出ましたけれども、耕作放棄地で前は荒れていたのですよね。これが農業委員会に申請が出て、今日審議しているわけです。開発許可もまだ申請中で、これはもう造成に既に手を付けているわけです。

許可相当とすることには、土地利用の関係上やぶさかではないと思えますけれども、恐らくこれに手を付けたのは、譲受人の会社ということだと思いますけども、この辺の注意勧告をぜひともしていただきたい。

申請をすればいつでも着工出来るよという曖昧な態度をとっていたのではまずいと思いますから、やった業者なり、申請者の方にそれなりの注意勧告をしていただきたい。そういう風に思います、よろしくお願いします。

【事務局】 分かりました。

【議長】 他に質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようでございます。
番号 44 番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして番号 45 番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。

資料 6 ページをお願いします。

番号 45 番、地図・公図は 19 ページ、20 ページになります。

●●番地、他 3 筆合計 2,875 m²の内 2,511 m²を、●●の亡●●さん法定相続人●●さん持分 1/2 と、●●の亡●●さん法定相続人●●さん持分 1/2 が、●●の●●さんに、賃貸借権の設定により資材置場として一時転用するための許可申請が出ています。

●●に伴い、工事現場となる農地の表土を一時保管するための資材置場にします。

当該地は、農振農用地です。

申請書に添付された事業計画書、資金証明書、土地選定理由書、土地利用計画図、農地復元計画書等から問題はないと考えられます。

写真は西側から撮影をしたものです。

説明は以上です。

【議長】 事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を、●番●●委員にお願い致します。

【●●委員】 はい。

先ほども申し上げましたけれども、18 日に同行出来ませんでしたので、16 日に現地を確認してあります。

現場は、●●の●●をしている現場から、恐らく 200m 位の所にあると思いますけれども、この道の反対側にはブドウ園等が整備されている場所ということで、ここは以前、上手く使ってもらえれば、有効な土地になると考えておりました。今回表土を置くことによって、この所の所が工事終了後、この●●さんが、今ネギ栽培に取り組んでいる●●の方で

すが、この転用が終了した後には、そういう方向での活用もされると思いますので、特に問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願い致します。

【議長】 次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

はい。

18日に、●●、事務局に同行しまして、確認をしております。

先程、委員さんがおっしゃったとおり、所有者の方は●●の構成員です。

当該地はかなり、きれいにしているから、将来的には有効利用してくれるのではないかと想像がつきます。

申請目的は、●●の表土を一時的に保管してやるということで、その事業の協力ということでありまして、それをするによって周辺への影響は出ないかと思われまますので、問題ないという意見です。

よろしくご審議をお願いします。

【議長】 これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようでございます。

番号45番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして番号46番については、●番●●委員に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、●●委員にはしばらくの間退席をお願いいたします。

(●●委員、退席)

【議長】 それでは、事務局に番号46番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

番号 46 番、地図・公図は 21 ページ、22 ページになります。

●●番地、次のページ 7 ページへ行きまして、他 12 筆、合計 1,456 m²を、●●の●●さんが、●●の●●さんに、所有権移転により建売住宅 5 区画にするための許可申請が出ています。

申請地は、住宅等が連坦する区域内で、集落接続もあることから、第 3 種農地と判断することができます。

申請書に添付された事業計画書、資金証明書、土地選定理由書のほか、開発申請書の写し、排水承諾書、土地改良区の意見書等の添付もあることから問題はないと考えられます。

建築面積は 1 区画 264.48 から 295.08 m²、所要面積 1,770.26 m²に、平屋住宅 1 棟 63.76 m²を 5 棟建築します。

給水は、南西側の上水道本管から、排水は合併処理浄化槽を經由し隣接水路へ排水予定です。

写真は北西側から撮影をしたものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を、●番●●委員にお願いを致します。

【●●委員】

はい、●番●●です。

去る 11 月 18 日、●●、事務局、●●と現地調査を致しました。

写真を見ても分かるように、周りは住宅地。その中にポツンと田んぼがあるような状況ですけど、●●委員からは、草を刈るのにも、米を作るために機械を動かすのにも、周りに気を使ってやっていると言っていましたけども、こういう風に周りに家が建ってしまうとどうしても周りの人達目とかが気になるわけでありまして。

ここは第 3 種農地であり、給排水にも問題はないと考えておりますけど、特にこれといった問題点はありません。

【議長】

次に●●推進委員ですが、現地調査の結果、問題なしとの報告を受けております。

これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

- 【議長】 質問がないようでございます。
番号 46 番を許可相当とすることにご異議ございませんか。
- (異議なしの声)
- 【議長】 異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。
それでは●●委員の入室を認めます。
- (●●委員、入室)
- 【議長】 ●●委員にご報告致します。番号 46 番は許可相当とされましたので、お知らせ致します。
- 続きまして番号 47 番については、●●推進委員に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、●●推進委員にはしばらくの間退席をお願いいたします。
- (●●推進委員、退席)
- それでは、事務局に番号 47 番の説明を求めます。
- 【事務局】 はい、議長。
資料の 8 ページをお願いします。番号 47 番、地図・公図は 23 ページ、24 ページになります。
- 番地、面積 90 m²を、●●の●●さんが、●●の●●さんに、賃貸借権の設定により、資材置場として一時転用するための許可申請が出ています。
- の実施に伴い、工事現場付近に資材置場が必要になったことから、●●にあるこの場所に申請があったものです。
- 申請地は、住宅等が連坦する区域内で、集落接続もあることから、第 3 種農地と判断することができます。
- 申請書に添付された事業計画書、資金証明書、土地利用計画図、農地復元計画書等から問題はないと考えられます。
- 写真は北側から撮影をしたものです。
説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を、●番●●委員にお願いを致します。

【●●委員】

はい、●番●●です。

11月18日に、●●、●●、それから事務局の皆さんと現地調査を行いました。

現地は、手前の道路が通学路となっていて、道路のすぐ北側が●●の●●となっておりますが、●●の法面の工事ということで、ほんとに近い距離で工事に使うという予定のようですので、便利に使われると思います。

それで通学路は、最近区内に回覧が廻りましたが、西側の道路が交差点部で三角になりますが、廻る道路を通学路としてとして使用して、北側の道路は工事期間中からどのくらいの期間か、通行止めの状態にして、工事をするというこのようです。

何ら問題はないと思われまますので、ご審議の程よろしくお願ひします。

【議長】

次に●●推進委員に意見を求めますが、現地調査の結果、問題なしとの報告を受けております。

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

【●●推進委員】

はい、推進委員の●●です。

これも、畑を資材置場として一時転用するというので、45番で審議した●●さんも畑を一時転用するというのでしたが、後でまた、畑として使う場合は、事務局で、資材等を撤去するときに見ていただいて、畑として使えるように。

うちでも、5～6年前に資材置場として貸したのですが、終わった後は、石ころだらけで畑として使用することが出来ない様な状態になっちゃうんで。

うちでも今度は、資材置場として使いたいと言われたけどもお断りしました。現在使われているところは、次には使えない様な状態で石ころだらけになりますので、事務局では、終わった後に調査するなりしていただいた方が良くと思います。

転用には別に関係ないと思ひますけれども、そういうことを一言お願ひ致します。

- 【事務局】 現場につきましては、作土に直接鉄板を敷いて対応をするということ
でございますが、いずれ転用期間が終わった際は、現地を確認致したい
と思いますのでよろしくお願いします。
- 【議長】 よろしいですか。
- 他に質問がある方はいらっしゃいますか。
- (なしの声)
- 【議長】 質問がないようでございます。
番号 47 番を許可相当とすることにご異議ございませんか。
- (異議なしの声)
- 【議長】 異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致しま
す。
それでは●●推進委員の入室を認めます。
- (●●推進委員、入室)
- 【議長】 ●●推進委員にご報告致します。番号 47 番は許可相当とされました
ので、お知らせ致します。
- 続きまして、番号 48 番の説明を求めます。
- 【事務局】 はい、議長。
番号 48 番、地図・公図は 25 ページ、26 ページになります。
●●番地、面積 333 m²を、●●の●●さんが、●●の●●さんに、使
用貸借権の設定により、個人住宅にするための許可申請が出ています。
申請地は、住宅等が連坦する区域内で、集落接続もあることから、第
3 種農地と判断することができます。
申請書に添付された事業計画書、資金証明書、土地利用計画図、隣接
耕作者の同意書のほか、開発申請書の写しの添付もあることから問題は
ないと考えられます。
建築面積は 114 m²で、給排水は北側の上下水道本管へ接続予定です。
写真は南東側から撮影をしたものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

現地調査の報告を、●●の担当地区になりますので、●●より報告します。

ここの物件の所は、周りは家が建っておりまして、この敷地内に入るところは、車1台がやっと入って行ける様な状況で、これはお祖母さんと、孫との使用貸借で、孫がここへ家を建てるということでございますので、何ら問題はないと思います。周りはもう全部家ですので。皆さんに報告を致します。

次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

はい、●●です。

18日の現地調査には参加出来ませんでした。19日に現地へ行って確認致しました。

現地は、●●の南側の端になりますが、既に南側には一般住宅等があり、特に問題はない場所だと思います。

よろしくご審議をお願いします。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】

質問がないようでございます。

番号48番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

(議案第47号)

【議長】

次の議案に移ります。

議案第47号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願いの件を上程致します。

事務局に番号2番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

資料の9ページをお願いします。

番号2番、地図・公図は27ページ、28ページになります。

●●の●●さんが、●●番地、畑、面積889㎡を、令和3年6月9日に相続したことにより、相続税の納税猶予を受けたいと、申請がありました。

写真は東側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を、●番●●委員にお願い致します。

【●●委員】

はい、●番●●です。

18日に、●●を始め事務局等と現地調査をしてまいりました。

私は、申請者本人は存じませんが、現地では野菜等が作付けされており、問題はないと思います。

ご審議の程、お願いします。

【議長】

次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

はい。

18日は、私が勘違いしておりまして、日にちを間違いまして、●●、●●、事務局に迷惑をおかけしました。申し訳ありませんでした。

次の日に、現場へ行って確認しましたが、今●●委員が言う様に、何ら問題はないと思いますので、ご審議の程、よろしくお願いします。

【議長】

これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】

質問がないようでございます。番号2番を承認とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を承認することに決定致します。

続きまして、事務局に番号3番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。

番号3番、地図・公図は29ページ、30ページになります。

●●の●●さんが、●●番地、畑、面積283㎡、他1筆合計381㎡を、令和3年5月4日に相続したことにより、相続税の納税猶予を受けたいと、申請がありました。

写真は南東側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】 事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を、●番●●委員にお願い致します。

【●●委員】 はい、●番●●です。

18日に、●●と事務局、●●と、●●が、そこに本人がおられまして、現地の確認を致しました。

申請者は、●●の●●さんで、実家の隣に住宅を建てております。父親が、5月に亡くなったため、遺産相続した農地の納税猶予を受けるといことです。

現地は実家の西側にありまして、草も刈られておりまして、キウイフルーツと、ブドウを栽培しております。

本人も、農業を続けていく意思があります。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

【議長】 次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】 はい。

11月18日、●●、●●、事務局と現地調査をしました。

現状、現場はきれいになっていまして、問題はないと思いますので、よろしく申し上げます。

【議長】 これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようでございます。番号3番を承認とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を承認することに決定致します。

以上で、本日の審議はすべて終了致しました。
有泉副会長より閉会のことばをお願い致します。

【有泉副会長】 (あいさつ)

これをもちまして第11回の総会を閉会致します。
ご苦勞様でした。

午後4時05分 閉会

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

令和3年12月27日

議事録署名委員 15番

議事録署名委員 17番

本会議録の作成にあたった者の氏名は、次のとおりである。

甲斐市農業委員会事務局庶務係 樋口 一